

証券コード4286  
平成26年3月11日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目4番12号  
株式会社レグス  
代表取締役社長 内川 淳一郎

## 第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成26年3月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、54～55頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」以下をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成26年3月26日（水曜日）午前10時                                      |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区元赤坂二丁目2番23号<br>明治記念館 1階 芙蓉の間<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第26期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（平成25年1月1日から平成25年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                              |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                              |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件                             |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件                             |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件                           |
| 第6号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件               |
| 第7号議案 | 取締役および監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定の件 |

以 上

- 
- ◎ 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.legs.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

(平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アベノミクスの効果により長年の懸案であった円高が是正されたことや株価の上昇ならびに消費税増税前の駆け込み需要も重なり景気は着実に持ち直しております。また世界経済においても、中国景気の減速や新興国の成長鈍化こそあるものの、米国・ユーロ圏が回復傾向を見せるなど、緩やかではありますが復調の兆しが見えつつあります。

当社グループが属する広告・販促業界においては、消費の活性効果への期待から、セールスプロモーションの需要は強くなっております。消費者の嗜好をとらえたマーケティングや店頭での活性化を図るVMD、各種キャンペーン、ブランド戦略などに加え、スマートフォンを活用した手法など、多様化したセールスプロモーション手法への対応力が求められている状況にあります。

このような状況下、当社グループでは、中期経営計画において策定した市場戦略に基づいて従来の戦略市場である飲料および流通業界を対象に、VMD等の店頭施策、コンテンツを活用したWEB・イベントとの連動キャンペーンなど、昨今の顧客の販促ニーズの変化に対応した新規商材提供による既存顧客の深掘りに加え、その他の業界での新規顧客開拓や、OEM物販向け新規商材開発を行うなど、戦略市場および提供サービスの幅を広げるべく積極的な事業展開を行ってまいりました。

また、多様化するニーズに迅速に対応すべく、若手社員の早期リーダー抜擢やマネジメント手法の運用徹底など、組織の活性化を推進してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、まず売上高において、流通・飲料・日用雑貨・OEM物販顧客向け等が順調だったことにより、全体としては前年同期比で増収となりました。売上総利益率に関しては、一部商材・キャンペーンにおいて低利益率案件があったものの、下半期から実施した全社的な利益率改善運動の結果、前年同期比で改善しております。営業利益、経常利益に関しては、全社的な販管費削減努力の結果、売上総利益の増加もあり前年同期比で大幅増益となりました。当期純利益に関しては、第2四半期に商品不良による特別損失を計上いたしました。下半期の増収により前年同期比は増益となりました。

また、海外市場については「国内の強みを海外に」を基本戦略とし、日本のアニメコンテンツを活用したセールスプロモーションを軸に事業を展開するとともに

に、シンガポールに子会社を設立し、11月よりスマートフォン・ユーザーインターフェイス・アプリケーションの開発・販売を行う「anifone事業」を展開しております。また、中国上海の子会社は対日感情の鎮静化もあり、前年度比大幅増の売上となりました。一方で海外戦略を見直し、アジアへの経営資源集中のため米国子会社を解散することといたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は106億13百万円（前期比8.7%増）、営業利益は4億53百万円（同39.4%増）、経常利益5億円（同32.3%増）、当期純利益2億77百万円（同45.6%増）となりました。

## (2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は41百万円で、その主なものは基幹システム改修に対する投資であります。その所要資金は、自己資金をもって充ちいたしました。

## (3) 対処すべき課題

- ① 当社グループは、販促用製作物等の品質に対する消費者の要求が厳しくなるとともに、顧客企業の要求もより一層厳しくなっている状況に応えるべく、平成20年1月にISO9001の認証を取得し、さらに生産管理部門を設けました。また、平成24年3月には中国深圳市に生産・品質管理のコンサルティングサービスをグループ各社に提供することを主目的とした当社子会社睿格斯（深圳）貿易有限公司を設立し、さらなる品質向上に努めております。
- ② 近年、国内のみならず海外においても、顧客企業のマーケティングサービスおよび商品企画サービスのニーズが急速に拡大しつつあります。当社グループはこれらのニーズに応えるべく、「国内の強みを海外に」の戦略ののっとり、日本のアニメコンテンツを活用したプロモーション、商品企画を軸に展開してまいります。そのため、平成25年8月にシンガポールに子会社を設立する一方、経営資源集中のため平成25年10月に米国子会社を解散することを決議いたしました。
- ③ さらに当社グループは、今後の永続的成長のために、既存事業の推進に加え、新たな事業の可能性を発見・育成し、事業の裾野を拡げる必要があると考えております。具体的には、既存事業での販促業務において今後ますます高度化・多様化が予想される消費者ニーズを機会と捉え、新たな事業の可能性を発見・検討・育成するため、専門家集団によるプロジェクト化を随時推進していく体制を構築し、また新規事業の推進ができる人材の育成を積極的に図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 24 期 (平成23年12月期)	第 25 期 (平成24年12月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (平成25年12月期)
売 上 高 (千円)	10,794,075	9,761,529	10,613,410
経 常 利 益 (千円)	592,509	378,585	500,706
当 期 純 利 益 (千円)	348,947	190,238	277,746
1株当たり当期純利益 (円)	68.95	37.44	54.16
総 資 産 額 (千円)	4,358,351	4,309,708	5,071,578
純 資 産 額 (千円)	3,001,323	3,197,425	3,595,667

- (注) 1. 当社では、第24期より連結計算書類を作成しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出してあります。  
 3. 当社は、平成24年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割および平成25年1月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行いました。第24期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

##### ② 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 期 別	第 23 期 (平成22年12月期)	第 24 期 (平成23年12月期)	第 25 期 (平成24年12月期)	第26期(当期) (平成25年12月期)
売 上 高 (千円)	8,668,923	10,319,568	9,471,753	9,984,239
経 常 利 益 (千円)	180,872	522,727	421,817	511,102
当 期 純 利 益 (千円)	106,166	293,893	212,045	288,997
1株当たり当期純利益 (円)	20.98	58.07	41.73	56.35
総 資 産 額 (千円)	2,933,073	3,559,426	3,532,180	4,167,538
純 資 産 額 (千円)	1,955,646	2,238,256	2,441,972	2,786,442

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出してあります。  
 2. 当社は、平成24年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割および平成25年1月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行いました。第23期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エスアイピー	10,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯(上海)貿易有限公司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
VORTEX PROMOTIONS, INC.	300千USドル	90.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯(上海)広告有限公司	120,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
睿格斯(深圳)貿易有限公司	30,000千円	100.0%	マーケティングサービス事業
LEGS Singapore Pte. Ltd.	637千SGドル	100.0%	マーケティングサービス事業

- (注) 1. 当社は、平成25年8月にLEGS Singapore Pte. Ltd.を設立し、連結子会社としております。  
2. 当社は、平成25年10月に連結子会社であった株式会社エム・アンド・アイを吸収合併いたしました。  
3. VORTEX PROMOTIONS, INC. は平成25年10月に解散することを決議いたしました。

## (6) 主要な事業内容 (平成25年12月31日現在)

マーケティングサービス事業 … 販促用プレミアムグッズ、ノベルティの商品企画・製作およびプレミアムグッズを利用した販促企画・実施、ならびにOEM商品等の企画・製作

## (7) 主要な営業所 (平成25年12月31日現在)

名称	所在地
国内	
当社(本社)	東京都渋谷区
株式会社エスアイピー	東京都渋谷区
国外	
当社(支店)	ソウル市(大韓民国)
睿格斯(上海)貿易有限公司	上海市(中華人民共和国)
睿格斯(上海)広告有限公司	上海市(中華人民共和国)
VORTEX PROMOTIONS, INC.	カルフォルニア州(アメリカ合衆国)
睿格斯(深圳)貿易有限公司	深圳市(中華人民共和国)
LEGS Singapore Pte. Ltd.	シンガポール

(8) 従業員の状況（平成25年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
182名	9名増

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	127名	13名増	36.01歳	7.11年
女 性	29名	6名増	31.04歳	4.08年
合計または平均	156名	19名増	35.03歳	7.04年

(注) 従業員数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成25年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 19,600,000株

(注) 平成25年1月1日付の普通株式1株につき100株の割合での株式分割に伴い、発行可能株式総数は19,404,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 5,420,000株（自己株式212,200株を含む）

(注) 平成25年1月1日付の普通株式1株につき100株の割合での株式分割に伴い、発行済株式の総数は5,365,800株増加しております。

(3) 株 主 数 1,583名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ジ ャ イ ュ ー	2,424,400株	46.55%
レ ッ グ ス 従 業 員 持 株 会	424,100株	8.14%
内 川 淳 一 郎	115,700株	2.22%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	112,000株	2.15%
坂 本 孝	112,000株	2.15%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	106,700株	2.05%
椎 澤 紀 夫	106,200株	2.04%
株 式 会 社 イ ン タ ー エ ッ ク ス	101,800株	1.95%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100,800株	1.94%
樋 口 一 成	90,000株	1.73%

(注) 1. 持株比率については、自己株式（212,200株）を控除して算出しております。

2. 株式会社ジェイユーは、当社代表取締役社長内川淳一郎の親族が保有する資産管理会社であります。



### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成25年12月31日現在)

##### ① 平成21年8月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 25個 (新株予約権1個につき200株)
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 5,000株

(注) 平成24年1月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割および平成25年1月1日の普通株式1株につき100株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が25株から5,000株に変更になっております。

- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり59,800円 (1株当たり299円)
- ・ 新株予約権の権利行使期間 平成26年3月24日から平成31年3月23日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

- ・ 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社社外監査役	25個	5,000株	1名

##### ② 平成23年8月31日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 300個 (新株予約権1個につき200株)
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 60,000株

(注) 平成24年1月1日の普通株式1株につき2株の割合での株式分割および平成25年1月1日の普通株式1株につき100株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が300株から60,000株に変更になっております。

- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1個当たり58,000円 (1株当たり290円)

- ・ 新株予約権の権利行使期間  
平成28年3月24日から平成33年3月23日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役	300個	60,000株	2名

③ 平成24年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数 260個（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 26,000株
- (注) 平成25年1月1日の普通株式1株につき100株の割合での株式分割に伴い、新株予約権の目的となる株式の数が260株から26,000株に変更になっております。
- ・ 新株予約権の払込金額 無償
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり46,300円（1株当たり463円）
- ・ 新株予約権の権利行使期間  
平成29年3月27日から平成34年3月26日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の役員の地位にあることを要する。新株予約権の相続は認めない。新株予約権の質入、その他の処分は認めない。その他権利行使の条件は、定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
当社取締役	260個	26,000株	2名

- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成25年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 川 淳一郎	睿格斯（上海）貿易有限公司 董事長 睿格斯（上海）広告有限公司 董事長 VORTEX PROMOTIONS, INC. C. E. O. 睿格斯（深圳）貿易有限公司 董事長
取締役副社長	樋 口 一 成	C. O. O.（最高執行責任者）
専務取締役	平 賀 一 行	睿格斯（上海）貿易有限公司 董事 睿格斯（上海）広告有限公司 董事
専務取締役	高 木 一 芳	
常務取締役	楠 田 肇	睿格斯（深圳）貿易有限公司 董事 株式会社エスアイビー取締役
取 締 役	井 川 幸 広	株式会社クリーク・アンド・リバー社代表取締役
取 締 役	野 林 徳 行	ブックオフコーポレーション株式会社社外取締役
常勤監査役	南 郷 志	株式会社エスアイビー社外監査役
監 査 役	福 井 誠	株式会社パルテック社外監査役
監 査 役	園 部 洋 士	林・園部法律事務所代表弁護士 日本管理センター株式会社社外監査役 株式会社キー・プランニング社外監査役

- (注) 1. 取締役井川幸広氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役南郷志氏、福井誠氏および園部洋士氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役井川幸広氏および監査役南郷志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

##### (2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位、担当および重要な兼職の状況
木 村 峻 郎	平成25年 3月26日	任期満了	監査役 アイランド新宿法律事務所代表弁護士
福 井 陽 孝	平成25年 3月26日	辞 任	監査役 Comusashi pte. Ltd. 代表取締役

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	119,974千円
監 査 役	5名	10,438千円
合 計	12名	130,413千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額2億円以内と決議しております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月27日開催の定時株主総会決議において年額5千万円以内と決議しております。
3. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成25年3月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。
4. 支給額には、社外役員5名分(社外取締役1名および社外監査役4名)10,934千円を含んでおります。
5. 取締役の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額3,874千円を含んでおります。
6. 監査役の支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額164千円を含んでおります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役井川幸広氏は、株式会社クリーク・アンド・リバー社の代表取締役を兼職しております。なお、当社と同社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役福井誠氏は、株式会社パルテックの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別な関係はありません。

社外監査役園部洋士氏は、林・園部法律事務所代表弁護士ならびに日本管理センター株式会社および株式会社キー・プランニングの社外監査役を兼務しております。当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

取締役 井川幸広 取締役井川幸広氏は社外取締役として、当事業年度において開催された取締役会22回のうち11回に出席し、企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。

監査役 南 郷志 監査役南郷志氏は常勤監査役として、当事業年度において開催された取締役会22回のすべてに出席し、また当事業年度において開催された監査役会9回のすべてに出席いたしました。取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。

監査役 福井 誠 監査役福井誠氏は非常勤監査役として、平成25年3月26日の就任後において開催された取締役会18回のうち9回に出席し、8回開催された監査役会のうち4回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な知識と経験に基づき、適宜発言を行っております。

監査役 園部洋士 監査役園部洋士氏は非常勤監査役として、平成25年3月26日の就任後において開催された取締役会18回のうち13回に出席し、8回開催された監査役会のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提案を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 22,000千円

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障があり、解任または不再任の決定の必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議目的とすることといたします。

監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 全ての取締役および使用人が、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令等の厳守により公正かつ適正な経営の実現と、社会への貢献、社会との協調を図ることを行動規範とし、その行動指針であるレッグスグループ理念ブックを策定して業務の運営を行っております。
- ② 当社は、会社としての不正行為等による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼性の確保を図り、もってコンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を定め、取締役を含む全従業員を対象として、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報について適正な処理の仕組みを定めております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

#### ① 情報の保存・管理に関して

取締役の職務執行に係る情報については、法令、定款および取締役会規程、文書管理規程、情報システム管理規程等の社内規則に基づき作成し、文書または電磁氣的媒体に適切に記録・保存し、取締役・監査役・会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理しております。必要に応じて、運用状況の検証および規程の見直しを実施しております。

なお、保存期間は法令その他特別の定めがある他は、文書管理規程の保存期間によるものとしております。

#### ② 情報の検索・閲覧の方法

職務執行情報を必要な情報保護策を付してデータベース化し、新規掲載および改定文書については社内に告知し周知徹底しております。当該各文書等の存否および保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築しております。



### **(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、経営に重大な影響を及ぼす恐れのある事業リスクを適切に認識・評価し、対応を協議するため、週1回役員報告会と執行役員会を行い、更に月1回月次会議、取締役会等を行っております。また、会社を取り巻くあらゆるリスクを顧問弁護士等を含めて分析しております。

### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社は、執行役員制を採用しており、執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役社長の指示に基づき、責任を持って執行に当たっております。
- ② 当社は、毎年新年度開始前に事業方針発表会を開催し、環境変化に対応した会社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めた経営理念、経営目的、経営指針、遵奉精神ならびに中期方針、単年度方針を全社員に対して説明し、上記方針を踏まえた実行計画を策定することによって、職務執行の効率化を図っております。
- ③ 予算統制に関しては、経営計画および月次決算に基づいて、月次会議を毎月開催し、各部門の責任範囲を明確にし、併せて部門活動を管理し、統制するとともに予算と実績の差異分析を通じて、経営効率の改善および向上を図っております。

### **(5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 取締役会においてグループ情報の一元管理を行い、子会社の経営陣を指導し、業務の適正化を図っております。
- ② 監査役は、連結経営の視点を踏まえ必要があるときは、子会社等に対し事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査しております。
- ③ 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、管理担当部門を置き、関係会社管理規程を定めて、状況に応じて必要な管理を行っております。

### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、必要に応じて同使用人を置くこととしております。

**(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしております。
- ② 監査役は、子会社等を含む執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会の他、社内重要会議に出席し、また稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧することで、取締役または使用人に説明を求められる体制を確保しております。
- ③ 内部監査室は、監査役の求めに応じ、内部監査の結果を報告しております。
- ④ 監査役は、内部通報制度による全従業員からの通報等を受け付ける窓口となり、通報内容の事実調査、代表取締役社長への報告、是正処置、通報者の保護を行うこととしております。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、代表取締役社長の経営方針を確かめ会社が対処すべき課題、経営環境、リスクおよび監査上の重要課題等について随時意見交換し、相互認識と信頼性の向上に努めております。
- ② 監査役は、会計監査人との定期的な会合等を通じて緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報交換を行い効率的な監査に努めております。
- ③ 監査役は、常に内部監査室との連携を保ち、その監査を活用し、監査効率の向上に努めております。

**(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方**

当社は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任および、反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行っております。

**(10) 反社会的勢力排除に向けた整備状況**

当社は、国が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を基本姿勢として平成22年10月に施行された「東京都暴力団排除条例」を遵守する体制を整備しております。反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応すること、および各関連規程の充実と周知徹底を図っております。また、反社会的勢力への対応に際し、適切な助言や協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、地域企業防衛対策協議会等との連携を図っております。

---

(注) この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	4,326,513	流 動 負 債	1,119,864
現金及び預金	1,937,386	買 掛 金	699,161
受取手形及び売掛金	2,001,580	未 払 法 人 税 等	101,078
商 品	186,162	賞 与 引 当 金	53,250
繰延税金資産	54,873	そ の 他	266,374
そ の 他	148,966	固 定 負 債	356,046
貸倒引当金	△2,455	長 期 未 払 金	222,380
固 定 資 産	745,064	退 職 給 付 引 当 金	133,665
有 形 固 定 資 産	32,577	負 債 合 計	1,475,910
建物及び構築物	22,383	( 純 資 産 の 部 )	
そ の 他	10,194	株 主 資 本	3,406,572
無 形 固 定 資 産	117,370	資 本 金	220,562
の れ ん	2,720	資 本 剰 余 金	320,573
そ の 他	114,650	利 益 剰 余 金	2,942,358
投 資 そ の 他 の 資 産	595,116	自 己 株 式	△76,921
投 資 有 価 証 券	305,190	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	158,005
繰延税金資産	19,854	その他有価証券評価差額金	82,938
そ の 他	286,392	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	77
貸倒引当金	△16,320	為 替 換 算 調 整 勘 定	74,989
		新 株 予 約 権	31,090
		純 資 産 合 計	3,595,667
資 産 合 計	5,071,578	負 債 純 資 産 合 計	5,071,578

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,613,410
売 上 原 価	7,857,028
売 上 総 利 益	2,756,381
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,302,738
営 業 利 益	453,642
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	884
受 取 配 当 金	23,587
投 資 事 業 組 合 運 用 益	13,288
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	13,338
そ の 他	17,747
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	16,397
開 業 費 償 却	4,559
そ の 他	825
経 常 利 益	500,706
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	233
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	6,659
減 損 損 失	6,148
商 品 不 良 損 失	51,793
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	436,338
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	196,803
法 人 税 等 調 整 額	△37,248
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	276,783
少 数 株 主 損 失 (△)	△963
当 期 純 利 益	277,746

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	220,562	267,987	2,705,363	△118,173	3,075,740
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△40,752		△40,752
当 期 純 利 益			277,746		277,746
自 己 株 式 の 処 分				41,251	41,251
自 己 株 式 処 分 差 益		52,585			52,585
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	52,585	236,994	41,251	330,831
当 期 末 残 高	220,562	320,573	2,942,358	△76,921	3,406,572

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	70,988	180	9,591	80,761	40,548	374	3,197,425
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△40,752
当 期 純 利 益							277,746
自 己 株 式 の 処 分							41,251
自 己 株 式 処 分 差 益							52,585
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11,949	△103	65,397	77,243	△9,458	△374	67,410
当 期 変 動 額 合 計	11,949	△103	65,397	77,243	△9,458	△374	398,242
当 期 末 残 高	82,938	77	74,989	158,005	31,090	-	3,595,667

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …………… 6 社
- ② 連結子会社の名称 …………… 株式会社エスアイピー  
睿格斯（上海）貿易有限公司  
VORTEX PROMOTIONS, INC.  
睿格斯（上海）広告有限公司  
睿格斯（深圳）貿易有限公司  
LEGS Singapore Pte.Ltd.

LEGS Singapore Pte.Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社エム・アンド・アイを平成25年10月1日付で当社に吸収合併しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準および評価方法

##### その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (ロ) デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ …………… 時価法

(ハ) たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産 …………… 定率法

なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3～18年

器具及び備品 4～20年

(ロ) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。特許権については8年の定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(ハ) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当連結会計年度末における退職給付債務額を計上しております。

④ 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

## ⑤ ヘッジ会計の方法

### (イ)ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

### (ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 為替予約

ヘッジ対象 …………… 外貨建金銭債権債務等

### (ハ)ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

### (ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

## ⑥ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

なお、重要性の乏しいものについては、発生時に処理しております。

## ⑦ 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。



### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 67,968千円

(2)受取手形裏書残高 278,437千円

(3)期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形裏書譲渡高 28,373千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	54,200株	5,365,800株	一株	5,420,000株

(変更事由の概要)

平成25年1月1日付での普通株式1株につき100株の割合の株式分割による増加 5,365,800株

(2)剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成25年3月26日開催の第25期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,752,000円
- ・1株当たり配当金額 800円
- ・基準日 平成24年12月31日
- ・効力発生日 平成25年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成26年3月26日開催の第26期定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 57,285,800円
- ・1株当たり配当金額 11円
- ・基準日 平成25年12月31日
- ・効力発生日 平成26年3月27日

### (3) 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成17年7月29日	普通株式	31,200株
平成19年8月28日	普通株式	27,000株

(注) 1. 上記には当連結会計年度の末日において、行使期間の初日が到来していないものは含まれておりません。

2. 平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合での株式分割を行っております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客信用リスクの影響を受けます。

投資有価証券は主にその他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等、(3) 会計処理基準に関する事項、⑤ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは「販売管理規程」ならびに「与信管理運用基準」に従い、営業債権について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理  
外貨建債権債務に係る為替予約の実施に際しては「資金運用管理規程」に則り、業務遂行する体制を確立しております。また、毎月意思決定会議にて運用結果を報告しております。  
投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。
- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
当社グループは各部門からの報告に基づき資金担当部門が、適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2を参照ください）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	1,937,386	1,937,386	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,001,580	2,001,580	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	189,937	189,937	—
資産計	4,128,904	4,128,904	—
(1) 買掛金	(699,161)	(699,161)	—
(2) 未払法人税等	(101,078)	(101,078)	—
負債計	(800,240)	(800,240)	—
デリバティブ取引	124	124	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項  
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式の取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式 ※1	28,749
投資事業有限責任組合出資持分 ※1	86,503
長期未払金 ※2	222,380

※1 非上場株式および投資事業有限責任組合出資持分は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

※2 長期未払金は役員退職慰労金であり、当該役員の退職時期が特定されていないため時価の算定が困難と認められるため、上記表には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 684円47銭  
(2) 1株当たり当期純利益 54円16銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません

8. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成25年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>3,180,594</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,025,049</b>
現金及び預金	783,289	買掛金	650,115
受取手形	157,655	未払金	63,580
売掛金	1,712,467	未払費用	90,071
商品	174,072	未払法人税等	99,000
前渡金	72,096	未払消費税等	30,257
前払費用	18,359	前受金	13,198
未収入金	203,993	預り金	25,576
繰延税金資産	53,205	賞与引当金	53,250
その他	7,909	<b>固 定 負 債</b>	<b>356,046</b>
貸倒引当金	△2,455	長期未払金	222,380
<b>固 定 資 産</b>	<b>986,943</b>	退職給付引当金	133,665
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>24,044</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,381,095</b>
建物	15,091	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
工具、器具及び備品	8,952	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,672,337</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>100,120</b>	資本金	220,562
のれん	2,720	資本剰余金	320,573
特許権	4,270	資本準備金	267,987
ソフトウェア	90,924	その他資本剰余金	52,585
その他	2,205	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,208,123</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>862,778</b>	利益準備金	24,062
投資有価証券	305,190	その他利益剰余金	2,184,060
関係会社株式	90,254	繰越利益剰余金	2,184,060
関係会社出資金	180,000	<b>自 己 株 式</b>	<b>△76,921</b>
敷金及び保証金	92,241	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>83,015</b>
保険積立金	159,736	その他有価証券評価差額金	82,938
繰延税金資産	18,276	繰延ヘッジ損益	77
その他	33,399	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>31,090</b>
貸倒引当金	△16,320	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,786,442</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,167,538</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>4,167,538</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	9,984,239
売 上 原 価	7,470,309
売 上 総 利 益	2,513,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,071,579
営 業 利 益	442,350
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	768
受 取 配 当 金	23,587
受 取 手 数 料	7,260
受 取 保 険 金	5,557
投 資 事 業 組 合 運 用 益	13,288
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	13,338
そ の 他	5,127
営 業 外 費 用	
そ の 他	175
経 常 利 益	511,102
特 別 利 益	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	11,072
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	6,659
子 会 社 株 式 評 価 損	6,148
子 会 社 整 理 損	17,210
商 品 不 良 損 失	51,793
税 引 前 当 期 純 利 益	440,363
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	187,420
法 人 税 等 調 整 額	△36,054
当 期 純 利 益	288,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から  
平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	220,562	267,987	—	267,987	24,062	1,935,815	1,959,877
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△40,752	△40,752
当 期 純 利 益						288,997	288,997
自己株式の処分							
自己株式処分差益			52,585	52,585			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	52,585	52,585	—	248,245	248,245
当 期 末 残 高	220,562	267,987	52,585	320,573	24,062	2,184,060	2,208,123

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△118,173	2,330,254	70,988	180	71,169	40,548	2,441,972
当 期 変 動 額							
剰余金の配当		△40,752					△40,752
当 期 純 利 益		288,997					288,997
自己株式の処分	41,251	41,251					41,251
自己株式処分差益		52,585					52,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			11,949	△103	11,845	△9,458	2,387
当 期 変 動 額 合 計	41,251	342,082	11,949	△103	11,845	△9,458	344,469
当 期 末 残 高	△76,921	2,672,337	82,938	77	83,015	31,090	2,786,442

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

- |           |       |  |
|-----------|-------|--|
| ① 子会社株式等  | …………… | 移動平均法による原価法  |
| ② その他有価証券 |       |  |
| 時価のあるもの   | …………… | 期末日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの   | …………… | 移動平均法による原価法  |

なお、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準および評価方法

- |        |       |     |
|--------|-------|-----|
| デリバティブ | …………… | 時価法 |
|--------|-------|-----|

#### (3) たな卸資産の評価基準および評価方法

- |     |       |  |
|-----|-------|--|
| 商 品 | …………… | 個別法による原価法（貸借対照表価額について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
|-----|-------|--|

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

- |          |       |  |
|----------|-------|--|
| ① 有形固定資産 | …………… | 定率法  |
|          |       | なお、主な資産の耐用年数は次のとおりであります。   |
|          |       | 建 物 3～15年  |
|          |       | 器具及び備品 4～20年   |
| ② 無形固定資産 | …………… | 定額法  |
|          |       | なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。特許権については8年の定額法によっております。 |



(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）により、当事業年度末における退職給付債務額を計上しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …………… 為替予約

ヘッジ対象 …………… 外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(9) 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	59,597千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	563,816千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	4,693千円
(4) 受取手形裏書残高	278,437千円

(5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当期末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形裏書譲渡高	28,373千円
-----------	----------

(6) 偶発債務

連結子会社の銀行借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

睿格斯（上海）貿易有限公司、睿格斯（上海）広告有限公司	
契約極度額	68,027千円
借入実行額	－千円
差引額	68,027千円

(注) 上記の契約極度額は、睿格斯（上海）貿易有限公司と睿格斯（上海）広告有限公司の合算金額となっております。

睿格斯（深圳）貿易有限公司	
契約極度額	69,238千円
借入実行額	－千円
差引額	69,238千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	1,551,053千円
	仕	入	高	61,849千円
	販売費及び一般管理費			89,084千円
	営業取引以外の取引高			1,821千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,260株	322,740株	113,800株	212,200株

(変更事由の概要)

平成25年1月1日付での普通株式1株につき100株の割合の株式分割による  
 増加 322,740株  
 ストック・オプションの権利行使による減少 113,800株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	20,240千円
未払役員退職慰労金	79,256千円
退職給付引当金	48,543千円
新株予約権	11,080千円
子会社株式評価損	13,834千円
商品評価損	19,796千円
その他	25,381千円

繰延税金資産小計 218,133千円

評価性引当額  $\Delta$ 102,241千円

繰延税金資産合計 115,891千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	$\Delta$ 43,328千円
その他	$\Delta$ 1,081千円

繰延税金負債合計  $\Delta$ 44,410千円

繰延税金資産純額 71,481千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

当社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等 の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 エスアイ ビー	東京都 渋谷区	10,000千円	マーケ ーテ ィン グサ ービ ス事 業	(所有) 直接 100.0	当社販 促製 作物 の販 売等 役員 の兼 任	商品 の 販 売 (注)	1,508,552	売掛金	361,279
									未収入金	154,922

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

(取引条件ないし取引条件の決定方針等)

(注) 商品の販売については、他の取引先と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 529円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 56円35銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成26年2月21日

株式会社レッグス  
取締役会 御中

京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 勝 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レッグスの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レッグス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年2月21日

株式会社レッグス  
取締役会 御中

京都監査法人

指定社員 公認会計士 鍵 圭 一 郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レッグスの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月26日

株式会社レグス 監査役会  
常勤監査役 南 郷 志 ㊟  
監査役 福 井 誠 ㊟  
監査役 園 部 洋 士 ㊟

(注) 監査役南郷志、福井誠、園部洋士は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第26期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は57,285,800円となります。
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年3月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- ① 当社は事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加および変更を行うものであります。
- ② 現行会社法の規定にそぐわないため、第45条（転換社債の転換の時期）の規定を削除するものであります。
- ③ その他、条文の新設および削除にともない必要となる条数の変更ならびに所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 文房具、玩具、衣料用繊維製品、家具、什器、美術品、時計、カメラ・ラジオ等の機械、食料品、酒類等の企画、開発、加工、卸、販売(通信販売を含む)、輸出入、仲介、賃貸借に関する業務</p> <p>3. ～9. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>10. ～18. (条文省略)</u></p> <p>第3条～第44条 (条文省略)</p> <p><u>(転換社債の転換の時期)</u></p> <p>第45条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当については、転換の請求が1月1日から6月30日までの間になされたときは1月1日に、7月1日から12月31日の間になされたときは7月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 文房具、玩具、衣料用繊維製品、家具、什器、美術品、時計、カメラ・ラジオ等の機械、食料品、酒類、<u>日用雑貨、健康関連商品、家庭用電気製品等の企画、開発、加工、卸、販売(通信販売を含む)、輸出入、仲介、賃貸借に関する業務</u></p> <p>3. ～9. (現行どおり)</p> <p><u>10. モバイル情報端末用アプリケーションソフトウェアの企画、開発、販売、配信</u></p> <p><u>11. コンピュータシステムの開発、販売、保守</u></p> <p><u>12. 内装仕上工事業</u></p> <p><u>13. ～21. (現行どおり)</u></p> <p>第3条～第44条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役2名選任の件

当社は、取締役の監督機能の強化および執行役員による業務執行体制をより明確にするため、従来から検討してきましたコーポレート・ガバナンスの基盤整備の一環として、社外取締役の増員、執行役員体制の強化をし、執行に対する監督の強化と執行のスピードアップを果たしたいと考えております。そのため、取締役高木一芳氏、取締役楠田肇氏および取締役野林德行氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任し、新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において選任された取締役の任期は、当社定款第22条第2項の規定により、他の現任取締役の任期満了の時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ ふく い まこと 福井 誠 (昭和19年3月26日生)	昭和48年4月 京都セラミック株式会社（現京セラ株式会社）入社 昭和49年11月 同社労働組合書記長 昭和58年11月 同社労働組合専従書記長 平成3年5月 同社情報システム事業部副事業部長 平成7年10月 京セラコミュニケーションシステム株式会社常務取締役 平成23年3月 株式会社バルテック社外監査役（現任） 平成25年3月 株式会社レッグス社外監査役（現任）	一株
2	※ ジュラヴリョフ ・オレグ (昭和47年5月8日生)	平成10年2月 フィデリティ投信株式会社入社 平成15年1月 ガートモア・アセットマネジメント株式会社（現ヘンダーソン・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社）入社 平成21年2月 株式会社シェアードリサーチ設立代表取締役（現任） 平成25年3月 株式会社ベルパーク社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
 2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 福井誠氏は、現在監査役在任中ですが、本定時株主総会終結の時をもって監査役を任期満了により退任する予定であります。また、福井誠氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。  
 4. 福井誠氏およびジュラヴリョフ・オレグ氏は、社外取締役候補者であります。  
 5. 福井誠氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の有効な助言を期待するためであります。  
 6. ジュラヴリョフ・オレグ氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり証券業務に従事し、同氏の豊富な経験、幅広い知見を当社の経営に活かしていただくことができると判断したためであります。  
 7. 福井誠氏およびジュラヴリョフ・オレグ氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではな

- く、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
8. 福井誠氏およびジュラヴリョフ・オレグ氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  9. 福井誠氏およびジュラヴリョフ・オレグ氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  10. 福井誠氏およびジュラヴリョフ・オレグ氏が社外取締役選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役南郷志氏および福井誠氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みなみ さと し 南 郷 志 (昭和20年5月20日生)	昭和43年3月 京都セラミック株式会社(現京セラ株式会社)入社 平成8年7月 日本イリジウム株式会社取締役 平成12年4月 第二電電株式会社(現KDDI株式会社)転籍 平成15年4月 DDIポケット株式会社(現株式会社ウィルコム)常勤監査役 平成18年3月 株式会社レッグス社外監査役(現任) 平成22年3月 株式会社エスアイピー社外監査役(現任)	1,000株
2	※ まがり ぶち ひろ し 曲 渕 博 史 (昭和35年9月11日生)	昭和59年4月 新光電気工業株式会社入社 平成4年9月 三尾公認会計士事務所入所 平成7年12月 曲渕博史税理士事務所開設 代表(現任) 平成20年12月 株式会社グローバルパワー社外監査役(現任) 平成21年5月 甲府倉庫株式会社社外監査役(現任) 平成24年11月 俺の株式会社社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。  
 2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 3. 南郷志氏および曲渕博史氏は、社外監査役候補者であります。  
 4. 南郷志氏を社外監査役候補者とした理由は、当社の社外監査役を8年間務め、当社の事業内容等に精通しており、監査役としての豊富な経験、幅広い知見を有していることからであります。  
 5. 南郷志氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。  
 6. 南郷志氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償

責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。また、南郷志氏が社外監査役に再任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

7. 曲淵博史氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士として財務および会計に関する高度な知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。  
なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、税理士として財務・税務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
8. 南郷志氏および曲淵博史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。
9. 南郷志氏および曲淵博史氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 南郷志氏および曲淵博史氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 曲淵博史氏が社外監査役に選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

現任の補欠監査役選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなっており、ますので、改めて法令が定める監査役員の数を欠くこととなる場合に備えて、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

決議の効力は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなり、補欠監査役として就任した場合、その任期は前任者の残任期間とさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
みや はら とし お 宮原敏夫 (昭和25年3月3日生)	昭和48年4月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 昭和55年10月 宮原公認会計士事務所 開設 平成13年3月 爽監査法人設立 代表社員（現任） 平成15年5月 株式会社乃村工藝社社外監査役 平成23年1月 税理士法人朝日会計社設立 代表社員（現任）	－株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 補欠監査役候補者は、社外補欠監査役候補者であります。  
3. 宮原敏夫氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として財務および会計に関する高度な知識を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判

断したためであります。

なお、同氏は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として財務・会計に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

4. 宮原敏夫氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、300万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）、監査役および従業員ならびに社外協力者に対して、特に有利な条件により新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）および従業員ならびに社外協力者に対して、また適正な監査に対する意識を高めることを目的として、監査役に対して、下記要領に記載の内容の新株予約権を無償で発行したいと存じます。

2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当ての対象者

当社および当社子会社の取締役（社外取締役を含みます。）、監査役および従業員ならびに社外協力者に対し割り当てるものとします。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式80,000株を上限とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）を調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てます。

- (3) 募集新株予約権の総数

800個を総数の上限とします。

（各新株予約権の目的となる株式の数は100株とします。ただし、上記（2）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。）



(4) 募集新株予約権の払込金額

無償とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除きます。）における株式会社東京証券取引所（ジャスダック市場）が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成31年3月26日から平成36年3月25日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）が当社および当社子会社の取締役、監査役である場合には、当該新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役の地位にあることを要します。また、新株予約権者が当社および当社子会社の

従業員、社外協力者である場合には、当該新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の従業員、社外協力者の地位にあることを要します。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」といいます。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当該新株予約権者が当社および当社子会社の取締役、監査役または従業員もしくは社外協力者たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができます。

- ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本定時株主総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記（7）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。

(11) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

## 第7号議案 取締役および監査役のストックオプションに関する報酬額設定および内容決定の件

当社取締役（社外取締役を含みます。）および監査役に対し、ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬額を次に掲げるとおり設定することといたしたいと存じます。

### 1. 付議の理由

当社は、当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を含みます。）に対して、また適正な監査に対する意識を高めることを目的として、監査役に対して、その報酬として新株予約権（ストックオプション）を付与することといたしたいと存じます。

### 2. 取締役および監査役の報酬等の額

従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情に鑑み、当社の取締役（社外取締役を含みます。）に対しては、平成12年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額（年額200,000千円以内）とは別枠で年額30,000千円以内（うち、社外取締役10,000千円以内）を、監査役に対しては、平成12年3月27日開催の第12期定時株主総会において決議いただいた報酬額（年額50,000千円以内）とは別枠で年額10,000千円以内をストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額とするものであります。

なお、現在の取締役は7名であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち、社外取締役3名）となります。また、現在の監査役は3名であり、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

取締役に対して当社普通株式15,000株を、監査役に対して当社普通株式5,000株を上限とします。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）を調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。なお、上記の調整による1株未満の端数は切り捨てます。

#### (2) 募集新株予約権の総数

取締役に対して150個を、監査役に対して50個を総数の上限とします。

（各新株予約権の目的となる株式の数は100株とします。ただし、上記（1）に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。）

(3) 募集新株予約権の払込金額

無償とします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除きます。）における株式会社東京証券取引所（ジャスダック市場）が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とします。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とします。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除きます。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成31年3月26日から平成36年3月25日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役の地位にあることを要します。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、

「割当契約」といいます。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役、監査役たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができます。

- ② 新株予約権の相続は認めないものとします。
- ③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めないものとします。
- ④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本定時株主総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによります。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができます。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げます。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要します。

(10) 新株予約権に関するその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

以上

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成26年3月25日（火曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。


- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。  
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

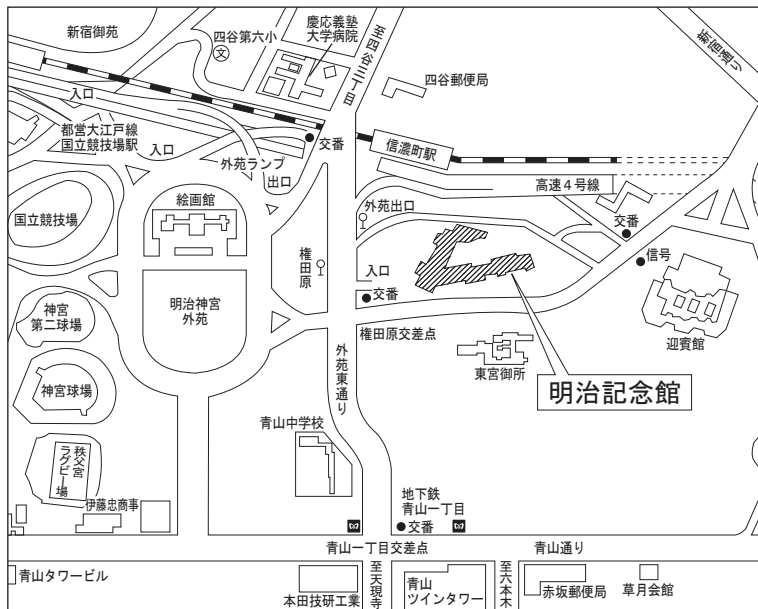
【専用ダイヤル】  0120-652-031（午前9時～午後9時）

<議決権行使に関する  0120-782-031

事項以外のご照会>（平日午前9時～午後5時）

# 株式会社レッグス 株主総会会場ご案内図

東京都港区元赤坂二丁目2番23号  
**明治記念館 1階 芙蓉の間**  
 電話 (03) 3403-1171 (代)



## [交通のご案内]

- JR中央線・総武線信濃町駅より徒歩3分
- 地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線青山一丁目駅(2番出口)より徒歩6分
- 地下鉄大江戸線国立競技場駅(A1出口)より徒歩6分
- 都バス「権田原」より徒歩1分  
 (品97) 品川駅／品川車庫前－新宿駅西口
- 車 高速4号線(外苑出口)より1分 \*250台収容可能専用駐車場あり